

障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指して

障がいを理由とする差別の禁止

全ての市民は、障がいのある人に対して、「障がいを理由とする差別※1」のほか、権利利益を侵害する行為をしてはいけません。



社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮

市は、障がいのある人にとって、毎日の生活を送る上で支障となる「社会的障壁※2」をなくしていくために、「合理的配慮※3」をしなければなりません。

また、市民・事業者は、合理的配慮をするよう努めなければなりません。



【合理的配慮が必要な場面】

- ◆医療、教育、療育その他福祉サービスを提供するとき。
- ◆施設・公共交通機関を利用するとき。
- ◆情報を提供及び受領するとき。
- ◆災害時及び緊急時に援護するとき。
- ◆商品の販売、不動産の取引、サービスを提供するとき。
- ◆雇用するとき。
- ◆その他合理的配慮が必要なとき。



障がいについての理解促進

障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくっていくためには、市民の皆様、この条例の内容や障がいのことを知ってもらうことが大切です。

そして、障がいに対する誤解や偏見をなくしていく必要があります。

市は、これまで以上に啓発活動や障がいのある人とない人の交流を推進し、障がいについての理解を促進していきます。

※1 障がいを理由とする差別とは

直接的、間接的なものにかかわらず、不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害することをいいます。

例えば…

- 障がいを理由に、商品やサービスの提供を拒否する。
- 障がいを理由に、窓口の対応を拒否したり、順序を後回しにしたりする。
- 障がいを理由に、必要がないにもかかわらず介助者の同行を求めるなどの条件をつける。



※2 社会的障壁とは

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を営む上で障壁となる次のようなことを社会的障壁といいます。

- 社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- 制度(利用しにくい制度など)
- 慣行(障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など)
- 観念(障がいのある人への偏見など)



※3 合理的配慮とは

障がいのある人から、社会的障壁を取り除いてほしいと意思の表明があった場合に、そのことが負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くための配慮を合理的配慮といいます。

例えば…

- 聴覚障がいのある人と意思を伝え合うために、筆談や手話などで対応する。
- 通路に段差がある場合、車いすの前輪を上げる手助けなどをする。
- 障がいの特性に配慮し、会議資料の文字を大きくしたり、振り仮名をつけたりする。



ここに紹介したものはあくまでも一例です。必要な合理的配慮は人それぞれ違います。

障がいの種類ごとに必要な配慮をまとめたハンドブックを作成しましたので、市役所障がい者支援課へお問い合わせください。

